

水 質 関 係

○水質汚濁防止法第 3 条第 1 項に基づく一律排水基準

1 有害物質に関する項目

(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号 最終改正 令和 6 年 1 月 25 日環境省令第 4 号)

項 目	許 容 限 度	備 考
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
シアン化合物	1 "	
有機燐化合物 { パラチオン、メチルパラチオン メチルジメトン及び E P N に限る	1 "	2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
鉛及びその化合物	0.1 "	
六価クロム化合物 ※	0.2 "	検出されないこと。
砒素及びその化合物	0.1 "	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 "	検出されないこと。
アルキル水銀化合物	0.003 mg/L	
ポリ塩化ビフェニル	0.1 "	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.1 "	
テトラクロロエチレン	0.1 "	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.2 "	
四塩化炭素	0.02 "	検出されないこと。
1, 2-ジクロロエタン	0.04 "	
1, 1-ジクロロエチレン	1 "	検出されないこと。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 "	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 "	検出されないこと。
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 "	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 "	検出されないこと。
チウラム	0.06 "	
シマジン	0.03 "	検出されないこと。
チオベンカルブ	0.2 "	
ベンゼン	0.1 "	検出されないこと。
セレン及びその化合物	0.1 "	
ほう素及びその化合物 ※	10 "	検出されないこと。
ふっ素及びその化合物 ※	8 "	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※	100（注 2） "	検出されないこと。
1, 4-ジオキサン	0.5 "	

(注 1) 本表に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、別表第 1 に掲げる暫定排水基準の適用を受ける。(通知：平成 19 年 6 月 1 日環水大発第 070601001 号)

(注 2) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物についての排水基準は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量による。

※暫定排水基準あり（別表第 1）

2 生活環境に関する項目

項 目		許 容 限 度	備 考
p H		5.8～8.6	1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油含有量	5	
	動植物油脂類含有量	30	
フェノール類含有量		5	
銅		3	
亜鉛		2	
溶解性鉄		10	
溶解性マンガン		10	
クロム		2	
大腸菌数		日間平均 800CFU/mL	
窒素含有量		120（日間平均 60）mg/L	
燐含有量		16（ 8 ）mg/L	

（注 1）備考 6 及び 7 の「環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域」とは、別表第 2 に掲げる湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域である。

（注 2）本表に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、別表第 3－1 及び第 3－2 に掲げる暫定排水基準の適用を受ける。（通知：平成 18 年 11 月 10 日環水管発第 061110001 号、平成 20 年 9 月 30 日環水大発第 080930001 号）

* 1 暫定排水基準あり（別表第 3－1）

* 2 暫定排水基準あり（別表第 3－2）

別表第 1 - 1 有害物質に関する項目に係る暫定基準

(最終改正 令和 6 年 1 月 25 日環境省令第 4 号)

有害物質の種類	業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度	適用期間
六価クロム化合物 (単位:六価クロムの量に関して、mg/L)	電気めっき業	0.5	令和 9 年 3 月 31 日 まで
ほう素及びその化合物 (単位:ほう素の量に関して、mg/L)	電気めっき業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	30	令和 7 年 6 月 30 日 まで
	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	40	
	金属鋳業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	100	
	下水道業 (旅館業 (温泉 (温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。)) を利用するものに限る。)) に属する特定事業場 (下水道法 (昭和 23 年法律第 79 号) 第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)) から排出される水を受けており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	40	当分の間
	旅館業 (1 リットルにつきほう素 500 ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300	
	旅館業 (1 リットルにつきほう素 500 ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500	
ふっ素及びその化合物 (単位:ふっ素の量に関して、mg/L)	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	12	令和 7 年 6 月 30 日 まで
	電気めっき業 (1 日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15	
	電気めっき業 (1 日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 未満であるものに限る。)	40	
	旅館業 (水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和 49 年政令第 363 号。以下「改正政令」という。)) の施行の際 (昭和 49 年 12 月 1 日施行) 現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15	当分の間
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているもの (掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。)) を除く。以下この欄において同じ。)) を利用するものであって 1 日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際 (昭和 49 年 12 月 1 日施行) 現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30	
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。)) を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際 (昭和 49 年 12 月 1 日施行) 現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50	

有害物質の種類	業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度	適用期間
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位:アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L)	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 1 号の二に掲げる施設を有するものに限る。）	300	令和 7 年 6 月 30 日 まで
	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 1 号の二に掲げる施設を有するものに限る。）	400	
	ジルコニウム化合物製造業	350	
	モリブデン化合物製造業	1,300	
	バナジウム化合物製造業	1,650	
	貴金属製造・再生業	2,800	
備考			
1 この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表第 1 又はこの表によりそれら業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排出基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。			
2 ほう素及びその化合物の項中下水道事業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。			
$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$			
この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。			
C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位：ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）			
Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位：1 日につき立方メートル）			
Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位：1 日につき立方メートル）			

別表第2 窒素含有量及び燐含有量規制対象の湖沼及び海域

(令和5年2月28日環境省告示第3号)

項目	規制対象湖沼名	所在地	項目	規制対象湖沼名	所在地
窒素・燐規制対象湖沼	諏訪湖	岡谷市、諏訪市及び下諏訪町	燐規制対象湖沼	菅平ダム貯水池（菅平湖）	上田市
	白樺湖	茅野市及び立科町		内村ダム貯水池	上田市
	裾花ダム貯水池	長野市		横川ダム貯水池	辰野町
	琵琶池	山ノ内町		箕輪ダム貯水池	箕輪町
	丸池	山ノ内町		片桐ダム貯水池	松川町
	奥裾花ダム貯水池	長野市		奈良井ダム貯水池	塩尻市
	七倉ダム貯水池	大町市		味噌川ダム貯水池	木祖村
	杓沢湖	塩尻市		牧尾ダム貯水池（御岳湖）	木曽町及び王滝村
	美和ダム貯水池（美和湖）	伊那市		スズラン湖	麻績村
	金原ダム貯水池	東御市		奈川渡ダム	松本市
燐規制対象湖沼	小渋ダム貯水池（小渋湖）	中川村、松川町及び大鹿村	燐規制対象湖沼	野尻湖	信濃町
	三浦ダム貯水池（三浦貯水池）	王滝村		霊仙寺湖	飯綱町
	大沼池	山ノ内町		戸隠水源湖	長野市
	大座法師池	長野市		香坂ダム貯水池	佐久市
	美鈴湖	松本市		湯川ダム貯水池	御代田町
	沢山池	上田市		稲核ダム貯水池	松本市
	松川ダム貯水池	飯田市		北山ダム貯水池（かたくりの湖）	麻績村
	豊丘ダム貯水池	須坂市		小仁熊ダム貯水池	筑北村
	青木湖	大町市		[県外]	
	木崎湖	大町市		佐久間ダム貯水池（佐久間湖）	静岡県浜松市及び愛知県北設楽郡豊根村
燐規制対象湖沼	高瀬ダム貯水池	大町市	窒素・燐規制対象海域	矢作ダム貯水池（奥矢作湖）	岐阜県恵那市及び愛知県豊田市
	中綱湖	大町市		東京湾	
	大町ダム貯水池	大町市		伊勢湾	
	北竜湖	飯山市			
	野々海池	飯山市及び栄村			
	みどり湖	塩尻市			
	古谷ダム貯水池	佐久市			
	猪名湖（松原湖）	小海町			
	白駒池	小海町及び佐久穂町			
	女神湖	立科町			

（備考）窒素含有量についての排水基準に係る湖沼、海域の上流に存在する燐含有量についての排水基準に係る湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水についても、窒素含有量についての排水基準が適用される。（昭和60年6月26日環水規第135号、平成5年9月10日環水規第255号）

別表第 3－1 亜鉛含有量に係る暫定基準（令和 11 年 12 月 10 日まで）

（最終改正 令和 6 年 11 月 11 日環境省令第 29 号）

項 目	業 種	許 容 限 度 (mg/L)
亜鉛含有量	電気めっき業	4
備 考		
中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排水の亜鉛含有量に係る排水基準については、右欄に掲げるものを適用する。		

（備考早見）

国の基準と現行県条例の基準の県内工場・事業場への適用関係を整理すると以下のとおり。

は、県条例の基準が適用される。

1 日当たりの排水量	500m³ 以上		50m³ 以上 500m³ 未満		50m³ 未満	
条例による区分	条例対象 12 業種・施設	12 業種・施設以外	条例非適用		条例対象 12 業種・施設	12 業種・施設以外
省令による区分	電気めっき業	電気めっき業以外	電気めっき業	電気めっき業以外		
許容限度 (mg/L)	3	2	4	2	5	規制なし
適用される基準	上乗せ排水基準	一律排水基準	暫定基準	一律排水基準	上乗せ排水基準	-

（注）条例対象の 12 業種・施設：41 ページ 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく上乗せ排水基準 2 生活環境項目に関する項目

（1）水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る表中、亜鉛含有量の排水基準が定められているもの

別表第 3－2 窒素含有量及び燐含有量に係る暫定基準（令和 10 年 9 月 30 日まで）

1 海 域

（最終改正 令和 5 年 9 月 29 日環境省令第 14 号）

項 目	業 種	許 容 限 度 (mg/L)
窒素含有量	天然ガス鉱業	160（日間平均 150）
	畜産農業（豚房を有するものに限る。）	130（日間平均 110）
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4, 100（日間平均 3, 100）
	酸化コバルト製造業	200（日間平均 100）
燐含有量	畜産農業（豚房を有するものに限る。）	22（日間平均 18）
備考		
1 24 ページの備考 1 及び備考 2 の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。 2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として 24 ページの備考 6 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排水に限り適用する。 3 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として 24 ページの備考 7 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排水に限り適用する。 4 この表の左欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、24 ページ又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用される。この場合においては、24 ページ又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4 の規定を準用する。		

○水質汚濁防止法第 12 条の 3 に基づく 特定地下浸透水の浸透の制限

(平成元年 8 月 21 日環境庁告示第 39 号 最終改正 令和 6 年 2 月 5 日環境省告示第 4 号)

有害物質を含む特定地下浸透水を地下浸透することが禁止されており、有害物質を含むものとしての要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、下表に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L
シアン化合物	0.1 "
有機燐化合物 $\left[\begin{array}{l} \text{パラチオン、メチルパラチオン} \\ \text{メチルジメトン及びE P Nに限る} \end{array} \right]$	0.1 "
鉛及びその化合物	0.005 "
六価クロム化合物	0.01 "
砒素及びその化合物	0.005 "
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 "
アルキル水銀化合物	0.0005 "
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 "
トリクロロエチレン	0.002 "
テトラクロロエチレン	0.0005 "
ジクロロメタン	0.002 "
四塩化炭素	0.0002 "
1,2-ジクロロエタン	0.0004 "
1,1-ジクロロエチレン	0.002 "
1,2-ジクロロエチレン	シス体、トランス体ともに 0.004 "
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 "
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 "
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 "
チウラム	0.0006 "
シマジン	0.0003 "
チオベンカルブ	0.002 "
ベンゼン	0.001 "
セレン及びその化合物	0.002 "
ほう素及びその化合物	0.2 "
ふっ素及びその化合物	0.2 "
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア、アンモニウム化合物にあつては アンモニア性窒素 0.7 " 亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素 0.2 " 硝酸化合物にあつては硝酸性窒素 0.2 "
塩化ビニルモノマー	0.0002 "
1,4-ジオキサン	0.005 "

○排出水の汚染状態の測定等

(水質汚濁防止法第 14 条、水質汚濁防止法施行規則第 9 条)

水質汚濁防止法第 14 条第 1 項（排出水の汚染状態の測定等）

排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

*環境省令で定める測定方法等

測定項目		測定頻度
排出水	当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、特定施設設置（使用、変更）届出書 別紙 4 により届け出たもの	1 年に 1 回以上
	旅館業（温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定のうち、砒素、ほう素、ふっ素、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量	3 年に 1 回以上
	その他のもの	必要に応じて
特定地下浸透水	有害物質のうち特定施設設置（使用、変更）届出書 別紙 9 により届け出たもの	1 年に 1 回以上
	その他のもの	必要に応じて

- ・測定のための試料は、測定しようとする排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。
- ・測定の結果は、様式第 8（省略）による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の登録を受けた者から様式第 8 の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第 110 条の 2 の証明書の交付を受けた場合（同法第 107 条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあっては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。
- ・測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第 107 条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに 3 年間保存すること。

○規制対象

特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項、施行令第1条、別表第1）

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 抗水中和沈でん施設
 - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 1 の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 - ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 - ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
 - ホ 精製施設
 - ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設
 - ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設

- ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 搾汁施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
 - ヘ 蒸留施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 真空濃縮施設
 - ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ 分離施設
 - ニ 洗だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設
- 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒーの製造業の用に供する抽出施設
- 18 の 2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗浄施設
- 18 の 3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗浄施設
- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精錬機及び精錬そう
 - ホ シルケット機
 - ヘ 漂白機及び漂白そう

- ト 染色施設
- チ 薬液浸透施設
- リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 21 の 2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
- 21 の 3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- 21 の 4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
 - ト 漂白施設
 - チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
 - リ セロハン製膜施設
 - ヌ 湿式繊維板成型施設
 - ル 廃ガス洗浄施設
- 23 の 2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 25 削除
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設

27 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- ロ 遠心分離機
- ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
- ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
- ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
- ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
- ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
- チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
- リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
- ヌ 廃ガス洗浄施設
- ル 湿式集じん施設

28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 湿式アセチレンガス発生施設
- ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
- ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
- ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
- ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
- ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設

29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
- ロ 静置分離器
- ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 蒸留施設
- ハ 遠心分離機
- ニ ろ過施設

31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
- ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
- ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設

32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
- ハ 遠心分離機
- ニ 廃ガス洗浄施設

33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 縮合反応施設
- ロ 水洗施設
- ハ 遠心分離機
- ニ 静置分離器
- ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
- ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
- ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設

- チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、
静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 蒸留施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的处理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供される施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ 分離施設
 - ハ ろ過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のう
ち、蒸留施設
 - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
 - チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
 - リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留
施設
 - ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
 - オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
 - ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
 - カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
 - ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
 - タ 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料精製施設
 - ロ 塩析施設
- 38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 脱酸施設

- ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 抽出施設
- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 46 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 動物原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸留施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 - ホ 潤滑油洗浄施設
- 51 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 51 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
- 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ タンニンづけ施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 研磨洗浄施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 抄造施設
 - ロ 成型機
 - ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - ニ 脱水施設
- 59 碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 還元そう
 - ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 63 の 2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 63 の 3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64 の 2 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

- イ 沈でん施設
- ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めっき施設
- 66 の 2 エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
- 66 の 3 旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ちゅう房施設
 - ロ 洗濯施設
 - ハ 入浴施設
- 66 の 4 共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66 の 5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66 の 6 飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66 の 7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66 の 8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 67 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68 の 2 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ちゅう房施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 入浴施設
- 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 69 の 2 卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 - イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
- 70 の 2 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
- 71 自動式車両洗浄施設
- 71 の 2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場

で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 焼入れ施設

71 の 3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設

71 の 4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの。

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設

（参考）

第 1 号 処理能力が $10\text{m}^3/\text{日}$ を超える汚泥の脱水施設

第 3 号 処理能力が $5\text{m}^3/\text{日}$ を超える、 $200\text{kg}/\text{時}$ 以上又は火格子面積が 2m^2 以上の汚泥の焼却施設

第 4 号 処理能力が $10\text{m}^3/\text{日}$ を超える廃油の油水分離施設

第 5 号 処理能力が $1\text{m}^3/\text{日}$ を超える、 $200\text{kg}/\text{時}$ 以上又は火格子面積が 2m^2 以上の廃油の焼却施設

第 6 号 処理能力が $50\text{m}^3/\text{日}$ を超える廃酸又は廃アルカリの中和施設

第 8 号 処理能力が $100\text{kg}/\text{時}$ を超える、又は火格子面積が 2m^2 以上の廃プラスチック類の焼却施設

第 11 号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

第 12 号 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

第 12 号の 2 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設

第 13 号 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設

71 の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

71 の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

72 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

○水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準（良好な生活環境の保全に関する条例第16条別表第1）

1 有害物質に関する項目

区 分	シアン化合物	六価クロム化合物	水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	適 用 水 域
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	0.5 mg/L	0.3 mg/L	0.003 mg/L	県の区域に属する公共用水域

備考

- この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。
ただし、当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。
- 六価クロム化合物の適用基準は27ページを参照

2 生活環境に関する項目

(1) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量

号番号	業種別	区 分 項 目 単 位	50m ³ /日未満のもの				500m ³ /日以上のもの			適 用 水 域
			pH	銅	亜鉛	クロム	銅	亜鉛	クロム	
			—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	
1－2	畜 産 農 業 (1)豚房施設（豚房の 総面積が 250m ² 以上 のものに限る。） (2)牛房施設（牛房の 総面積が 500m ² 以上 のものに限る。）		5.8～8.6	—	—	—	—	—	—	県の区域に属 する公共用水 域
26	無 機 顔 料	5.8～8.6	3	5	2	2	備考 1	1		
27	その他の無機化学工業									
47	医 薬 品									
49	農 薬									
52	皮 革									
53	ガ ラ ス 製 品									
58	窯 業 原 料									
61	鉄 鋼									
62	非 鉄 金 属									
63	金 属 製 品 機 械 器 具									
65	酸・アルカリ表面処理									
66	電 気 め っ き									
諏訪湖水域において昭和 48 年 6 月 24 日以降において新たに設置されている施行令別表第 1 の 1、1 の 2、11、12、18 の 2、18 の 3、19、20、21、21 の 2、21 の 3、21 の 4、22、23、23 の 2、24、25、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51、51 の 2、51 の 3、54、55、56、57、59、60、63 の 2、64、64 の 2、66 の 3、66 の 4、66 の 5、66 の 6、66 の 7、66 の 8、67、68、68 の 2、69 の 2、69 の 3、70、70 の 2、71、71 の 2、71 の 3、71 の 4、71 の 5、71 の 6、73 又は 74 に掲げる特定施設を有する工場又は事業場			—	—	—	—	—	—	1	白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域（東天竜取水堰（左岸上伊那郡辰野町大字平出 1 番口号の 1、右岸上伊那郡辰野町大字辰野唐木沢 377 番の 20）から下流の天竜川を除く。）

備考

- 亜鉛の適用基準は29ページを参照
- 諏訪湖水域における工場又は事業場に係るクロム含有量に係る上乗せ排水基準については、昭和48年6月24日以降において新たに設置された工場又は事業場（昭和48年6月23日において既に着工されていたものを除く。）に係る排水について適用する。

(2) BOD (COD)、SS等

区 分		排 水 量	項 目 及 び 許 容 限 度				適用水域	
			BOD (COD) (mg/L)		SS (mg/L)			大腸菌数 (CFU/mL)
			最 大	日間平均	最 大	日間平均		
1	下記以外の業種*	10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60	—	県の区域 に属する 公共水域
		50m ³ 以上	30	20	50	30	—	
2	寒 天 製 造 業 清 酒 製 造 業	10m ³ 以上	60	40	90	60	—	
3	畜 産 農 業 豚房の総面積が 250m² 以上及び 牛房の総面積が 500m² 以上のものに限る。	10m ³ 未満	160	120	200	150	800	
		10m ³ 以上 500m ³ 未満	160	120	85	70	800	
		500m ³ 以上	30	20	50	30	—	

備考

- 1 BOD（生物化学的酸素要求量）に係る上乘せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水水について、COD（化学的酸素要求量）に係る上乘せ排水基準は湖沼に排出される排水水について適用する。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乘せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水については、それらの上乘せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

注1 下記以外の業種*

- ・施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場。ただし1の2に掲げる豚房、牛房、馬房を有する事業場を除く。
- ・湖沼水質保全特別措置法施行令で湖沼特定施設とみなされるちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設を有する病院及びし尿処理浄化槽を有する工場若しくは事業場を含む。

(3) 窒素、燐

上段の数字は最大値、下段（ ）内の数字は日間平均値を示す。

号 番 号	業 種	区 分 項 目 単 位	既 設						新 設					
			20m³/日以上 50m³/日未満		50m³/日以上 500m³/日未満		500m³/日以上		20m³/日以上 50m³/日未満		50m³/日以上 500m³/日未満		500m³/日以上	
			窒 素	燐	窒 素	燐	窒 素	燐	窒 素	燐	窒 素	燐	窒 素	燐
			mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
2	畜 産 食 品													
3	水 産 食 料 品													
4	(天然寒天製造業を除く)													
5	保 存 食 料 品													
6	み そ ・ し ょ う													
7	小 麦													
8	製 粉													
9	米 菓 ・ こ う													
10	飲 料 ・ 肥 料		30	6	20	5	15	4	20	4	15	3	10	2
11	飼 料 ・ 肥 料		(15)	(3)	(10)	(2.5)	(7.5)	(2)	(10)	(2)	(7.5)	(1.5)	(5)	(1)
12	動 植 物 油 脂													
13	イ ー ス ト													
14	で ん 粉													
15	ぶ ど う													
16	め ん													
17	と う													
18	インスタントコーヒー													
18-2	冷 凍 調 理 食 品													
3	天 然 寒 天 製 造 業		30	6	30	6	30	6	20	4	20	4	20	4
			(15)	(3)	(15)	(3)	(15)	(3)	(10)	(2)	(10)	(2)	(10)	(2)
63	金 属 製 品 製 造 業													
65	機 械 器 具 製 造 業		50	6	40	5	30	4	40	4	30	3	20	2
66	酸アルカリ表面処理		(25)	(3)	(20)	(2.5)	(15)	(2)	(20)	(2)	(15)	(1.5)	(10)	(1)
66-3	電 気 め っ き													
66-4	旅 館 業													
66-5	共 同 調 理 場													
66-6	弁 当 仕 出 屋		40	6	35	5	30	4	30	5	25	4	20	3
66-7	飲 食 店		(20)	(3)	(17.5)	(2.5)	(15)	(2)	(15)	(2.5)	(12.5)	(2)	(10)	(1.5)
66-8	そば ・ う どん													
68-2	料 亭 ・ パ ー													
72	し 尿 処 理													
	(し尿浄化槽を除く)		40	4	40	4	40	4	30	3	30	3	30	3
73	下 水 道 終 末 処 理		(20)	(2)	(20)	(2)	(20)	(2)	(15)	(1.5)	(15)	(1.5)	(15)	(1.5)
72	し 尿 浄 化 槽		50	6	50	6	50	6	40	4	40	4	40	4
			(25)	(3)	(25)	(3)	(25)	(3)	(20)	(2)	(20)	(2)	(20)	(2)
上記以外の施行令別表第1に掲げる特定施設			30	5	20	4	15	3	20	4	15	3	10	2
			(15)	(2.5)	(10)	(2)	(7.5)	(1.5)	(10)	(2)	(7.5)	(1.5)	(5)	(1)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 「既設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場（同日において既に着工されていたものを含む。）を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日において既に設置されていた工場又は事業場（同日において既に着工されていたものを含む。）をいう。
- 「新設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場（同日の前日において既に着工されていたものを除く。）を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日以降において設置される工場又は事業場（同日の前日において既に着工されていたものを除く。）をいう。
- 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの（施行令別表第1の72、73、指定湖沼において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場に該当するものを除く。）を適用する。
- 一の施設が特定施設となった場合において、当該施設を有することにより新たに水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場となった工場又は事業場については、備考の2中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場（同日において既に着工されていたものを含む。）を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設になった日の前日」と、備考の3中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場（同日の前日において既に着工されていたものを除く。）を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日」とする。

(備考早見)

- 適用水域は白樺湖、蓼科湖、諏訪湖、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域とする。ただし、窒素に係る排水基準は野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖水域には適用しない。
- この表のし尿処理施設に係る基準は、し尿処理施設（し尿浄化槽を含む。）のみを有する工場又は事業場に限り適用する。
- 兼業により異なる基準値が適用となる工場又は事業場には、最大の許容限度の基準値を適用する。

(既設、新設の区分)

水 域	既 設	新 設
白樺湖、蓼科湖、諏訪湖	平成6年6月30日以前	平成6年7月1日以降
野尻湖、青木湖、中綱湖、木崎湖	平成9年9月30日以前	平成9年10月1日以降

○湖沼水質保全特別措置法第7条に基づく規制基準（汚濁負荷量基準）

（COD 昭和63年2月12日 長野県告示第85号 最終改正 令和4年2月21日 長野県告示第72号）

（窒素・燐 平成6年3月24日 長野県告示第280号 最終改正 平成29年1月16日 長野県告示第15号）

1 規制対象施設

湖沼特定施設を設置する指定地域内の工場・事業場（湖沼特定事業場）で1日当たりの平均的な排水量が50m³以上のもの。

湖沼特定施設

- ・水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設（P.32～40 参照）
- ・湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該特定施設とみなされる次の施設
 - ア 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）で病床数が120以上299以下であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの
 - （イ）ちゅう房施設
 - （ロ）洗浄施設
 - （ハ）入浴施設
 - イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算出方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

2 規制対象地域

茅野市、下諏訪町の全部及び岡谷市、諏訪市、富士見町、立科町、原村の一部（湖沼水質保全特別措置法に基づく諏訪湖に係る指定地域）

3 規制基準（汚濁負荷量基準）

(1) COD

ア 新設事業場（昭和63年3月15日以降新たに設置される湖沼特定事業場）

許容汚濁負荷量の算定式 $L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$

イ 既設事業場（昭和63年3月14日に既に設置されている湖沼特定事業場）

許容汚濁負荷量の算定式 $L = \{a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + a_0 \cdot Q_0^{b_0}\} \times 10^{-3}$

汚濁負荷量の算定式において、L、Q、Q₀、a、b、a₀及びb₀はそれぞれ次を表す。

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg/日）

Q：排出水の量（単位：m³/日）

Q₀：昭和63年3月14日における排出水の量（単位：m³/日）

a、b、a₀、b₀：下表のとおり

工場又は事業場の種類		排水量区分 (日平均)	a	b	a ₀	b ₀
1	水質汚濁防止法施行令（以下「施行令」という。）別表第1（P32～40）の3に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業及び10に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち清酒製造業	50m ³ /日以上	71	0.96	68	0.97
2	施行令別表第1の1の2に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち畜産農業（豚房の総面積が250m ² 以上及び牛房の総面積が500m ² 以上のものに限る。）	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	189	0.96	181	0.97
		500m ³ /日以上	35	0.96	34	0.97
3	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）の用に供する次に掲げる施設を有する事業場（病床数が120以上のもの） （1）ちゅう房施設 （2）洗浄施設 （3）入浴施設	50m ³ /日以上	35	0.96	34	0.97
4	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算出方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上	35	0.96	34	0.97
5	区分番号1から4に掲げるものの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上	35	0.96	34	0.97

ウ 下水道終末処理場

許容汚濁負荷量の算定式 $L = C \cdot d \cdot Q \times 10^{-3}$

汚濁負荷量の算定式において、L、C、Q及びdはそれぞれ次を表す。

L：排出が許容されている汚濁負荷量（単位：kg/日）

Q：排出水の量（単位：m³/日）

C：排出水に適用される水質汚濁防止法に基づく排水基準（単位：mg/L）

d：下表のとおり

施設名	d
豊田終末処理場	0.50

(2) 窒素含有量、燐含有量

ア 新設事業場（平成6年7月1日以降新たに設置される湖沼特定事業場）

許容汚濁負荷量の算定式 $L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$

汚濁負荷量の算定式において、L、Q、a及びbはそれぞれ次を表す。

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg/日）

Q：排出水の量（単位：m³/日）

a、b：下表のとおり

工場又は事業場の種類		排出水量区分 (日平均)	a		b
			窒素含有量	燐含有量	
1	水質汚濁防止法施行令（以下「施行令」という。）別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場（区分番号2に該当する工場又は事業場を除く。）	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	20	4.0	0.93
		500m ³ /日以上	12	2.4	0.96
2	水産食料品製造業の用に供する次に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの (1) 水産動物原料処理施設 (2) 洗浄施設 (3) 脱水施設 (4) ろ過施設 (5) 湯煮施設	50m ³ /日以上	24	4.7	0.96
3	施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	40	4.0	0.93
		500m ³ /日以上	24	2.4	0.96
4	施行令別表第1の66の3、66の4、66の5、66の6、66の7又は66の8に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	33	5.4	0.93
		500m ³ /日以上	24	3.5	0.96
5	病院の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	33	5.4	0.93
		500m ³ /日以上	24	3.5	0.96
6	し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上	35	3.5	0.96
7	し尿浄化槽を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上	47	4.7	0.96
8	区分番号1から7までに掲げるものの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	20	4.0	0.93
		500m ³ /日以上	12	2.4	0.96

備考：工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なるaの値が定められているときは、aの最大となる区分（区分番号6又は7に該当するものを除く。）の欄のa及びbを適用する。

- イ 既設事業場（平成6年6月30日に既に設置されている湖沼特定事業場）
 許容汚濁負荷量の算定式 $L = \{a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + a_0 \cdot Q_0^{b_0}\} \times 10^{-3}$

汚濁負荷量の算定式において、L、Q、Q₀、a、b、a₀ 及び b₀ はそれぞれ次を表す。

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg/日）

Q：排出水の量（単位：m³/日）

Q₀：平成6年6月30日における排出水の量（単位：m³/日）

a、b、a₀、b₀：下表のとおり

	工場又は事業場の種類	排出水量区分 (日平均)	a		b	a ₀		b ₀
			窒素	磷		窒素	磷	
1	水質汚濁防止法施行令（以下「施行令」という。）別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場（区分番号2に該当する工場又は事業場を除く。）	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	27	6.7	0.93	26	6.5	0.94
		500m ³ /日以上	18	4.7	0.96	19	5.1	0.96
2	水産食料品製造業の用に供する次に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの (1) 水産動物原料処理施設 (2) 洗浄施設 (3) 脱水施設 (4) ろ過施設 (5) 湯煮施設	50m ³ /日以上	35	7.1	0.96	35	7.1	0.96
3	施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	54	6.7	0.93	52	6.5	0.94
		500m ³ /日以上	35	4.7	0.96	39	5.1	0.96
4	施行令別表第1の66の3、66の4、66の5、66の6、66の7又は66の8に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	47	6.7	0.93	45	6.5	0.94
		500m ³ /日以上	35	4.7	0.96	39	5.1	0.96
5	病院の用に供する次に掲げる施設を有する事業場（病床数が120以上のもの） (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	47	6.7	0.93	45	6.5	0.94
		500m ³ /日以上	35	4.7	0.96	39	5.1	0.96
6	施行令別表第1の72に掲げるし尿処理施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上	47	4.7	0.96	47	4.7	0.96
7	建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方式により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上	59	7.1	0.96	59	7.1	0.96
8	区分番号1から7までに掲げるものの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	27	5.4	0.93	26	5.2	0.94
		500m ³ /日以上	18	3.5	0.96	19	3.9	0.96

備考：工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なるaの値が定められているときは、aの最大となる区分（区分番号6又は7に該当するものを除く。）の欄のa、b、a₀及びb₀を適用する。

ウ 下水道終末処理場

許容汚濁負荷量の算定式 $L = C \cdot d \cdot Q \times 10^{-3}$

汚濁負荷量の算定式において、L、Q、C及びdはそれぞれ次を表す。

L：排出が許容されている汚濁負荷量（単位：kg/日）

Q：排出水の量（単位：m³/日）

C：排出水に適用される水質汚濁防止法に基づく排水基準（単位：mg/L）

d：下表のとおり

施 設 名	d	
	窒 素	りん
豊 田 終 末 処 理 場	0.35	0.35

○湖沼水質保全特別措置法第14条に基づくみなし指定地域特定施設に係る排水基準

1 規制対象地域

湖沼水質保全特別措置法に基づく諏訪湖及び野尻湖に係る指定地域

2 排水基準（水質汚濁防止法第3条第3項、良好な生活環境の保全に関する条例第16条）

(1) BOD又はCOD、SS

工場又は事業場の種類	排水量	BOD又は COD (mg/L)	SS (mg/L)
病床数が120以上299以下の病院で、次に掲げる施設を有する事業場 (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設	10m ³ /日以上 50m ³ /日未満	60 (40)	90 (60)
	50m ³ /日以上	30 (20)	50 (30)
建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方式により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	10m ³ /日以上 50m ³ /日未満	60 (40)	90 (60)
	50m ³ /日以上	30 (20)	50 (30)

上段の数字は最大値、下段の（ ）内の数字は日間平均値を示す。

(2) クロム（平成元年11月7日以降に設置された病院について適用）

工場又は事業場の種類	排水量	クロム (mg/L)
病床数が120以上299以下の病院で、次に掲げる施設を有する事業場 (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設	500m ³ /日以上	1

○湖沼水質保全特別措置法第 15 条に基づく指定施設及び基準、同法第 22 条に基づく準用指定施設及び基準

1 対象施設

区 分	規 制 対 象 施 設
指定施設	豚房施設 豚房の総面積 40m ² 以上 50m ² 未満の事業場
	牛房施設 牛房の総面積 160m ² 以上 200m ² 未満の事業場
	馬房施設 馬房の総面積 400m ² 以上 500m ² 未満の事業場
	こいの養殖施設 網いけすの総面積が 500m ² を超えるもの
準用指定施設	水質汚濁防止法施行令第 1 条別表第 1 の 1 の 2 に掲げる豚房施設（総面積 50m ² 以上）、牛房施設（総面積 200m ² 以上）、馬房施設（総面積 500m ² 以上）のうち同法又は条例による排水基準の適用を受けない施設

2 指定施設・準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準

（湖沼水質保全特別措置法第 19 条第 1 項、良好な生活環境の保全に関する条例第 28 条の 2）

(1) 豚房施設、牛房施設、馬房施設

ア 豚房、牛房及び馬房（以下この号において「豚房等」という。）並びにこれに接する畜舎の通路等の構造並びに汚物だめ及び汚水だめの構造

（ア）豚房等の床は、汚物又は汚水が地下浸透しない構造にすること。

（イ）豚房等の内部は、汚物又は汚水の除去に支障をきたさないよう家畜の種類に応じ適切な広さと高さを有すること。

（ウ）豚房等に接する畜舎の通路等で汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、汚物又は汚水が地下浸透しない構造にすること。

（エ）豚房等の床及び豚房等に接する畜舎の通路等に雨水が流入しない構造にすること。

（オ）汚物だめ及び汚水だめは、汚物又は汚水が地下浸透しない構造その他の汚物又は汚水の保管及び貯留に支障をきたさない構造にすること。

イ 汚物だめ及び汚水だめの使用並びにふん尿の管理

（ア）汚物だめ及び汚水だめの汚水が公共用水域に直接排出されないよう汚物だめ及び汚水だめを適切に使用すること。

（イ）ふん尿がみだりに流出しないよう適切に管理すること。

ウ ア又はイに掲げる措置を講ずることができない場合の措置

ア又はイに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

(2) こいの養殖施設

ア 飼料の投与

（ア）飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。

（イ）溶存酸素の低下等による環境の悪化又は魚病によって摂餌力が低下した場合にあっては、飼料の投与を制限すること。

イ 死魚の除去

死魚は湖沼から除去し、陸上で適切に処分すること。

○良好な生活環境の保全に関する条例の規定による排水基準（平成9年10月1日以降）

（規則第4条 別表第1）特定施設

1	学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下「総床面積」という。）が160平方メートル以上500平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
2	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が120平方メートル以上360平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
3	飲食店（次項及び5の項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が140平方メートル以上420平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
4	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食として認められる食事を提供しない飲食店（次項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が210平方メートル以上630平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
5	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が500平方メートル以上1,500平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
6	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院に設置される施設であつて、次の各号に掲げるもの（病床数が、湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定による指定地域にあつては50以上120未満、当該指定地域以外の地域にあつては50以上300未満の事業場に係るものに限る。） (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設
7	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場に設置される水産物に係る施設であつて、次の各号に掲げるもの（これらの総面積が200平方メートル以上1,000平方メートル未満のものに限る。） (1) 卸売場 (2) 仲卸売場
8	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する自動車特定整備事業の用に供する洗車施設であつて、自動式車両洗浄施設以外のもの（屋内作業場の総面積が300平方メートル以上800平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
9	舗装材料製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（アスファルトプラントに係るものに限る。）

（規則第9条 別表第4）

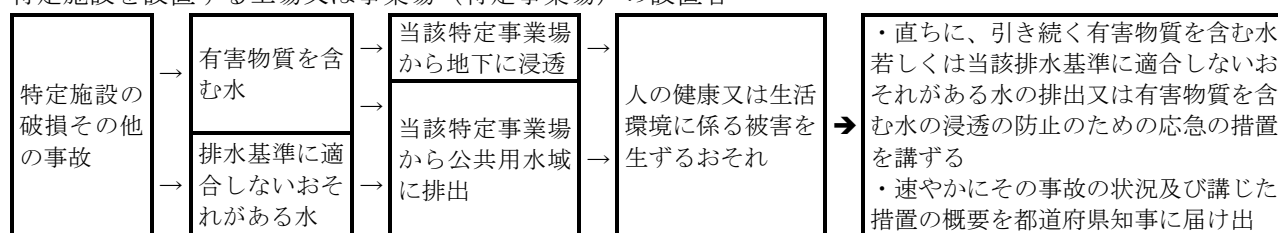
区 分		項 目 及 び 許 容 限 度 (mg/L)			
業 種	排 水 量	pH	BOD (COD)	SS	n-ヘキサン
共 同 調 理 場 弁 当 仕 出 屋 飲 食 店 等	50m ³ 以上	—	30 (20)	50 (30)	—
	10m ³ 以上 50m ³ 未満	—	60 (40)	90 (60)	—
病 院 地 方 卸 売 市 場	50m ³ 以上	5.8～8.6	30 (20)	50 (30)	—
	10m ³ 以上 50m ³ 未満	—	60 (40)	90 (60)	—
自 動 車 特 定 整 備 事 業 舗 装 材 料 製 造 業	50m ³ 以上	5.8～8.6	30 (20)	50 (30)	5
	10m ³ 以上 50m ³ 未満	—	60 (40)	90 (60)	—

備 考

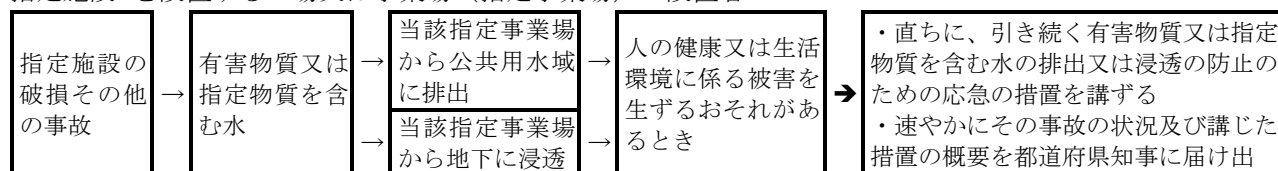
- 1 この表の基準は、県区域全体に適用する。
- 2 上段の数字は最大値、下段（ ）内の数字は日間平均値を示す。
- 3 排水量の区分は1日当たりの平均的な排水量による。
- 4 排水量10m³以上の事業場に基準を適用する。
- 5 BODについてのの上乗せ排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、CODについての上乗せ排水基準は、湖沼に排出される排出水に限って適用する。

○事故時の措置（水質汚濁防止法第14条の2）

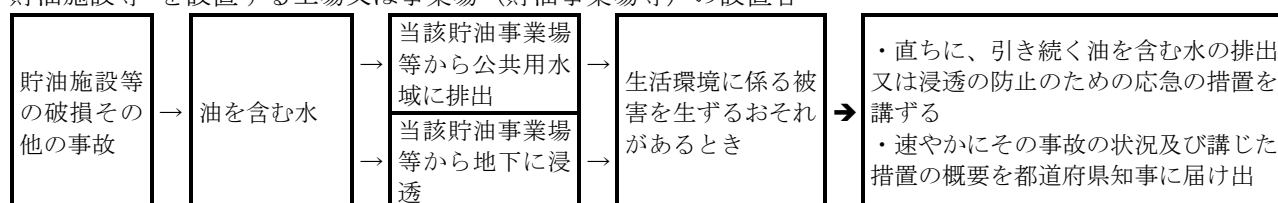
・特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）の設置者



・指定施設※を設置する工場又は事業場（指定事業場）の設置者



・貯油施設等※を設置する工場又は事業場（貯油事業場等）の設置者



※指定施設：有害物質※を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質※を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設

※有害物質（水質汚濁防止法施行令第2条）

(1) カドミウム及びその化合物	(9) トリクロロエチレン	(20) シマジン
(2) シアン化合物	(10) テトラクロロエチレン	(21) チオベンカルブ
(3) 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	(11) ジクロロメタン	(22) ベンゼン
(4) 鉛及びその化合物	(12) 四塩化炭素	(23) セレン及びその化合物
(5) 六価クロム化合物	(13) 1,2-ジクロロエタン	(24) ほう素及びその化合物
(6) 砒素及びその化合物	(14) 1,1-ジクロロエチレン	(25) ふっ素及びその化合物
(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(15) 1,2-ジクロロエチレン	(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
(8) ポリ塩化ビフェニル	(16) 1,1,1-トリクロロエタン	(27) 塩化ビニルモノマー
	(17) 1,1,2-トリクロロエタン	(28) 1,4-ジオキサン
	(18) 1,3-ジクロロプロペン	
	(19) チウラム	

※指定物質（水質汚濁防止法施行令第3条の3）

(1) ホルムアルデヒド	(18) クロルスルホン酸	(35) イソプロチオラン	(49) 臭素酸及びその塩
(2) ヒドラジン	(19) 塩化チオニル	(36) ダイアジノン	(50) クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
(3) ヒドロキシルアミン	(20) クロロホルム	(37) イソキサチオン	(51) マンガン及びその化合物
(4) 過酸化水素	(21) 硫酸ジメチル	(38) クロロニトロフェン（CNP）	(52) 鉄及びその化合物
(5) 塩化水素	(22) クロルピクリン	(39) クロルビリホス	(53) 銅及びその化合物
(6) 水酸化ナトリウム	(23) ジクロロボス（DDVP）	(40) フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	(54) 亜鉛及びその化合物
(7) アクリロニトリル	(24) オキシデプロホス（ESP）	(41) アラニカルブ	(55) フェノール類及びその塩類
(8) 水酸化カリウム	(25) トルエン	(42) クロルデン	(56) ヘキサメチレンテトラミン
(9) アクリルアミド	(26) エピクロロヒドリン	(43) 臭素	(57) アニリン
(10) アクリル酸	(27) スチレン	(44) アルミニウム及びその化合物	(58) ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）及びその塩
(11) 次亜塩素酸ナトリウム	(28) キシレン	(45) ニッケル及びその化合物	(59) ペルフルオロ（オクタン-スルホン酸）（別名 PFOS）及びその塩
(12) 二硫化炭素	(29) p-ジクロロベンゼン	(46) モリブデン及びその化合物	(60) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
(13) 酢酸エチル	(30) フェノブカルブ（BPMC）	(47) アンチモン及びその化合物	
(14) MTBE	(31) プロピザミド	(48) 塩素酸及びその塩	
(15) 硫酸	(32) クロロタロニル（TPN）		
(16) ホスゲン	(33) フェニトロチオン（MEP）		
(17) 1,2-ジクロロプロパン	(34) イプロベンホス（IBP）		

※貯油施設等：重油その他の政令で定める油※を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるもの※

※政令で定める油（水質汚濁防止法施行令第3条の4）

(1) 原油	(4) 軽油	(6) 揮発油
(2) 重油	(5) 灯油	(7) 動植物油
(3) 潤滑油		

※政令で定める施設（水質汚濁防止法施行令第3条の5）

上記の油を貯蔵する貯油施設	上記の油を含む水を処理する油水分離施設
---------------	---------------------

○有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法（水質汚濁防止法第12条の4）

A基準：新設の施設（平成24年6月1日以降に設置）に適用される基準

B基準：既設の施設（平成24年5月31日以前に設置）に適用される基準

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
床面及び周囲	A	1	イ 床面は、コンクリート等の不透透性を有する材料による構造であること 床面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆されていること ロ 防液堤等が設置されていること	①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
		3	床の下への構造が床面からの漏えいを目視により容易に確認できるもの	床の下への漏えいの有無	1月1回以上
	B	1	施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体が接する床面がA基準の1のイに適合しない場合	①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上
		2	施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイに適合しない場合		
施設本体 （地下貯蔵施設を除く）				①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えいの有無	①1年1回以上 ②1年1回以上
				（床面及び周囲がB基準に適合する場合） ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えい等の有無 ＊目視又は漏えい等の検知装置以外の方法により点検を行う場合	①1年1回以上 ②1月1回以上 ＊方法に応じた頻度
配管等 （地上配管）	A	1	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること （腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない）	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①1年1回以上 ②1年1回以上
		2	漏えいが目視で容易に確認できるように設置されていること		
	B	1	漏えいが目視で容易に確認できるように設置されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①6月1回以上 ②6月1回以上
配管等 （地下配管）	A	1	（配管等をトレンチ内に設置している場合） イ トレンチの底面及び側面は、コンクリート等の不透透性材質によること ロ トレンチの底面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチ内の側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上 ③1年1回以上
		2	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること （腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない）	配管等の内部の気体の圧力又は水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 ＊消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管の場合 ＊配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流動変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上 ＊3年1回以上 ＊3年1回以上、かつ、地下への浸透の有無の点検を1月1回 （又は有害物質の濃度測定を3月1回）
				（配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合） 配管等からの漏えい等の有無	方法に応じた頻度
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	B	1	トレンチ中に設置されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチ内の側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	①6月1回以上 ②6月1回以上 ③6月1回以上
		2	配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流動変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	配管等からの漏えいの有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
排水溝等	A	1	イ 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないこと ハ 表面は、必要場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 *排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置を講じている場合	1年1回以上 *3年1回以上、かつ、地下への浸透の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	B	1	排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②排水溝等から地下への浸透の有無	①6月1回以上 ②1月1回以上又は有害物質の濃度の測定を3月1回以上
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
地下貯蔵施設	A	1	イ タンク室内に設置される構造、二重殻構造等の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること ロ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない) ハ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 *消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの場合 **貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流動変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合 (貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合) 貯蔵施設からの漏えい等の有無	1年1回以上 *3年1回以上 **3年1回以上、かつ、貯蔵施設からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	B	1	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	貯蔵施設からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上
		2	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 貯蔵施設の内部にコーティングが行われていること	貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 *上記以外の同等以上の方法による場合	1年1回以上 *方法に応じた頻度
		3	2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		
		4	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	A・B共通	1	イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと ロ 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること ニ イ〜ハに掲げる使用の方法、点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること	管理要領からの逸脱及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無	1年1回以上